

議案第 137 号

松阪市水道給水条例及び松阪市公共下水道使用料条例の一部改正について

松阪市水道給水条例（平成 17 年松阪市条例第 288 号）及び松阪市公共下水道使用料条例（平成 17 年松阪市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市水道給水条例及び松阪市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例
（松阪市水道給水条例の一部改正）

第 1 条 松阪市水道給水条例（平成 17 年松阪市条例第 288 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項中「第 231 条の 2 第 6 項」を「第 231 条の 2 の 3 第 1 項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

（松阪市公共下水道使用料条例の一部改正）

第 2 条 松阪市公共下水道使用料条例（平成 17 年松阪市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 231 条の 2 第 6 項」を「第 231 条の 2 の 3 第 1 項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

（第 1 条の規定による改正に伴う経過措置）

2 第 1 条の規定によるこの松阪市水道給水条例の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 6 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定を受けている者に対する改正後の第 28 条の規定の適用については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

（第 2 条の規定による改正に伴う経過措置）

3 第 2 条の規定によるこの松阪市公共下水道使用料条例の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律第 6 条の規定による改正前の地方自治法第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定を受けているものに対する改正後の第 3 条の規定の適用については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。